

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第一種（小手繰網）	1	5トン未満		別記1	1月1日から9月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第二種（餌びき網）の許可を有しない者
2	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）	1	5トン未満		別記1	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第二種（餌びき網）の許可を有しない者
3	かにかご	2	5トン未満	定めなし	別記2	6月1日から11月30日まで	山口県岩国市（同市柱島、同市通津、玖珂郡由宇町除く）に漁業根拠地を有する者
4	きす流刺し網	5	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市（旧玖珂郡大島町に限る）、岩国市及び大島郡周防大島町（旧大島郡橋町安下庄及び旧大島郡大島町除く）、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
5	あなごかご	1	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし共第137号以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市（同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く）に漁業根拠地を有する者
6	雑魚かご（大島水道）	1	5トン未満	定めなし	別記3	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市（同市平郡、旧玖珂郡大島町除く）に漁業根拠地を有する者
7	たいーそうローラーごち網	1	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者
8	ぼら罎刺し網	1	5トン未満	定めなし	共第137号区域内の柳井市、玖珂郡、岩国市（旧玖珂郡由宇町の地先に限る）地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、玖珂郡和木町、岩国市（旧玖珂郡由宇町に限る）に漁業根拠地を有する者

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
9	ぼら囲刺し網	1	5トン未満	定めなし	別記4	4月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市（大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者
10	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（県外船）	上限なし	5トン未満		別記5	6月1日から翌年2月末日まで	福岡県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間に入漁協定に基づいて入漁する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1から10に係るもの
令和6年6月19日から令和6年7月18日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1から10に係るもの
許可の有効期間の末日は既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記 1】

山口県内海 ただし、次の 1 の海域にあつては、基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）の各点を順次に結んだ線と基点（シ）と（ス）の間における大分県東国東郡姫島村姫島の周辺最大高潮時海岸線から 8, 0 0 0 メートルの距離の線及び基点（ス）、（セ）、（ソ）の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とし、2 の海域にあつては基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）の各点を順次に結んだ線、基点（ソ）、（タ）、（チ）の各点を順次に結んだ線及び基点（ツ）、（テ）を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とする。

1 の海域とは次の基点（ソ）、（セ）、（ス）、（タ）の各点を順次に結んだ線以西の周防灘海域をいう。

（ア）山口県下関市火ノ山下潮流信号所

（イ）（ア）と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結ぶ線の中央点

（ウ）山口県下関市長府宮崎町串崎東端から 1 7 3 度 1, 5 3 0 メートルの点

（エ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点

（オ）福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（北緯 3 3 度 5 9 分 4 2 秒東経 1 3 1 度 8 分 1 秒）とを結ぶ線の中央点

（カ）福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

（キ）福岡県行橋市簗島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結んだ線の中央点

（ク）山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港 3 号防波堤灯台とを結んだ線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結んだ線との交点

（ケ）大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点（大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から 2 9 6 度 2 0 分 8 0 メートルの点）から 6 度 1 5 分の線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市長崎

鼻突端とを結んだ線との交点

- (コ) 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結んだ線との交点
- (サ) 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結んだ線と、大分県宇佐市長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結んだ線との交点
- (シ) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、(コ)の点と(サ)の点とを結んだ線の延長線との交点
- (ス) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線との交点
- (セ) 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線と(ソ)と(タ)とを結んだ線との交点
- (ソ) 山口県光市大字室積村杵崎西端
- (タ) 大分県国東市国東町富来港灯台

2の海域とは次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の各点を順次に結んだ線以東の伊予灘海域をいう。

- (ア) 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- (イ) 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- (ウ) (イ)と(オ)を結んだ線上(イ)から5,000メートルの点
- (エ) (イ)と(オ)を結んだ線上(オ)から8,000メートルの点
- (オ) 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端
- (カ) 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から8,000メートルの点
- (キ) 愛媛県西宇和郡伊方町襖鼻と山口県熊毛郡上関町八島平根崎を結んだ線上襖鼻から8,000メートルの点
- (ク) 愛媛県八幡浜市保内町夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島洲崎を結んだ線上夢永岬から8,000メートルの点
- (ケ) 愛媛県大洲市長浜町肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から8,000メートルの点
- (コ) 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートル

の点と愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点

- (サ) 愛媛県大洲市長浜町青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- (シ) 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端を結んだ線の中央点
- (ス) 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点
- (セ) 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻北端
- (ソ) 山口県大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- (タ) 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- (チ) 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- (ツ) 山口県下松市洲鼻突端
- (テ) 山口県下松市瀬戸岬北端

【別記2】

岩国市通津面高鼻と広島県呉市倉橋島物見山頂上を結んだ線以北及び大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上と広島県廿日市市宮島町厳島革籠崎突端を結んだ線以西の山口県内海

【別記3】

次の点イ、ロを結んだ線と基点A、点ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記1（共第95号）、別記2（共第96号）、別記3（共第97号）及び別記4（共第98号）の区域以外の共同漁業権区域及び別紙1に掲げる区域は操業してはならない。

点イ 大島郡周防大島町大字小松小松港小松地区A防波堤基部

点ロ 柳井市遠崎遠崎漁港沖側防波堤南角

点ハ 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点と柳井市平郡ハンドウ島西端を結んだ線と熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端と大島郡周防大島町沖家室南端とを結んだ線（以下「L線」という）との交点

点ニ 点ホと柳井市平郡赤崎北端とを結んだ線とL線との交点

点ホ 大島郡周防大島町家房崎

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界線

【別記 4】

次の A 線及び B 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口県内海

A 線 次のイとロを結んだ線とロから 180 度の線の二直線による線

イ 宇部市大字東岐波月崎南端

ロ イと山口市竹島南西端とを結んだ線と同市秋穂二島幸崎西端と同市深溝藤尾鼻東端とを結んだ線の中央点から 183 度の線との交点

B 線 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識から 180 度の線

【別記 5】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

ア 下関市火の山下潮流信号所

イ アから北九州市門司区門司埼灯台に至る線の中央点

ウ 下関市串崎突端から 173 度 1, 530 メートルの点

エ 下関市満珠島灯台から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

オ 山陽小野田市旧宮崎鼻南端（北緯 33 度 59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒）から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

カ 山陽小野田市本山岬南端から北九州市門司区網の鼻突端に至る線の中央点

キ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市簗島頂上に至る線の中央点（北緯 33 度 30 分 12 秒、東経 131 度 5 分 57 秒）

ク 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点（以下「A 点」という。）に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台に至る線との交点とキとを結ぶ線と、A 点から 6 度 15 分の線と行橋市簗島頂上から大分県豊後高田市長崎鼻突端に至る線との交点（北緯 33 度 43 分 15 秒、東経 131 度 12 分 11 秒）からケに至る線との交点（北緯 33 度 49 分 56 秒、東経 131 度 14 分 8 秒）

ケ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（福岡県からの入漁）